

# 文教厚生常任委員長報告

令和3年3月19日

今期定例会において、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案17件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて、本委員会に付託を受けた部分についてであります。

本案は、専決第5号 令和2年度西都市一般会計予算補正(第17号)について、議会の承認を得ようとするものであります。

歳出について主なものでは、衛生費に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保業務委託料などの予算が計上されております。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、ある委員より、「新型コロナウイルスワクチン接種事業が計上されている。昨年1年間、人の行動は制限され社会経済は低迷している。まだ、この状態は続くものと推測する。その対策として西都市でもいよいよ接種が開始される。接種するための手続きや方法、場所等についてわかりやすく周知することで、市民へ安心を与えていただき、もれなく接種できるようお願いしたい」との意見・要望がなされました。

次に、議案第5号 専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、専決第7号 西都市国民健康保険条例の一部改正について、議会の承認を得ようとするものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第17号 西都市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、ひとり親家庭等医療費受給資格の更新時期を変更するため、所要の整備を行おうとするものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 西都市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額に係る所得の基準の引き上げなど、所要の整備を行おうとするものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもっ

て原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 20 号 西都市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行おうとするものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 21 号 西都市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてであります。

本案は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行おうとするものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 22 号 西都市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

本案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行おうとするものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 23 号 西都市都市公園条例及び西都西地区運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、都市公園施設の使用料等の納付時期の特例を設けるため、所要の整備を行おうとするものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 26 号 西都市山村憩いの家の設置及び管理に関する条例の廃止についてであります。

本案は、山村憩いの家で実施していた事業を民間事業者に移管することなどに伴い、施設の用途を廃止するため、本条例を廃止しようとするものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 37 号 令和 3 年度西都市一般会計予算について、本委員会に付託をされた部分についてであります。

歳出について主なものでは、教育費に三財小中学校空調機器機能復旧事業費などの予算が計上されています。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、当初予算の審査にあたり、次のような意見・要望がなされましたので、審査を行いました順にご報告いたします。

まず、健康管理課であります。「子どもにも課税される均等割を廃止するなど、国民健康保険税の負担軽減対策を図っていただきたい。新型コロナウイルス感染症対策に伴うワクチン接種については、関係医療機関との協議とともに、必要な人員を配置するなど、万全な体制のもと進めていただきたい。高い国民健康保険税や介護保険料の引下げを図っていただきたい」

次に、スポーツ振興課であります。「スポーツ振興課は、施設管理部分と振興部分を区別し、教育委員会所管に戻していただき本来のスポーツ振興課としての役割を果たしていただきたい。杉安川仲島公園プールは、施設の老朽化に伴い、昨年度から営業を休止しているが、利用可能な競泳プールだけでも営業再開をしていただきたい」

次に、教育政策課であります。「新年度から『中学校再編専門監』を配置し、中学校再編計画を検討されるとのことであつたが、地域から中学校がなくなることには様々な意見があること、また、メリット、デメリットがあるだけに、慎重な対応を求めておきたい。子育て支援対策として学校給食費への補助を実施していただきたい」

次に、地域医療対策室であります。「西都児湯医療センターの託児所については、旧教職員住宅跡へ移転を図り、市が補填している赤字部分の負担軽減を図っていただきたい。西都児湯医療センター新病院建設計画を予定通り推進していただきたい」

次に、生活環境課であります。「防犯灯のLED化を推進し、防犯対策を図っていただきたい。高齢者の交通事故防止対策を進めていただきたい。空き家対策を積極的に行い良好な生活環境保全対策を進めていただきたい」

次に、福祉事務所であります。「子どもの医療費助成については、高校卒業まで拡充していただきたい。高齢者福祉・交通弱者対策として乗り合いタクシー事業については運行地域を拡充していただきたい。手話言語条例を生かしたまちづくりを進めていただきたい」

次に、社会教育課であります。「国民文化祭・障害者芸術文化祭については、西都市の文化・芸術の振興と発展へつながる事業として、多くの団体、個人の参加のもとで進めていただきたい。都於郡城跡ガイダンスセンター整備については、新たに設置した都於郡社会教育施設整備検討委員会のもとで検討が進められているが、地元、関係者の皆さんの理解と協力のもと、整備を進めていただきたい」

との意見・要望がなされました

次に、議案第 38 号 令和 3 年度西都市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

令和 3 年度当初予算総額は 44 億 3,668 万 3,000 円で、前年度当初予算比 14.2% の減額となっております。

本案については、種々質疑の後、ある委員より、「令和 3 年度の当初予算の説明資料によると、医療費給付費分、後期支援分、介護納付金分、合計の保険税は一人当たり 11 万 6,307 円、一世帯当たり保険税は 18 万 9,839 円である。これは前年度当初予算に比較して一人当たりで 1 万 7,141 円の減額、一世帯当たりで 3 万 6,171 円の減額となっている。令和 2 年度当初予算では、元年度に比較して一人当たり 7,564 円の増額、一世帯当たりで 1 万 6,667 円の増額であったことを考えると、令和 3 年度の当初予算は大幅な減額予算であり、例年にない減額予算が提案されていることから本案に賛成したい。なお、当初予算は、国民健康保険事業費納付金が仮係数での算定であること、また、被保険者の前年度所得が未確定であるため保険税は暫定税額であるが、条例改正が提案される 6 月議会において、大幅な減税が提案されることを強く要望しておきたい」との賛成討論がなされ、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 40 号 令和 3 年度西都市介護保険事業特別会計予算についてであります。

令和 3 年度当初予算総額は 40 億 491 万 4,000 円で、前年度当初予算比 3.9% の増額となっております。

本案については、種々質疑の後、ある委員より、「高齢化社会を支える介護保険制度が求められている中で、高い介護保険料を求めながら、本市独自の対策も不十分であり、西都市第八期介護保険事業計画においては、更に負担増が計画されており賛成できない。負担を求めるだけでなく、介護を受ける人も、介護する家族も安心できる介護体制の充実を強く求めておきたい」との反対討論がなされましたが、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 41 号 令和 3 年度西都市西米良村介護認定審査会特別会計予算についてであります。

令和 3 年度当初予算総額は 849 万 6,000 円で、前年度当初予算と同額となっております。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 42 号 令和 3 年度西都児湯障害認定審査会特別会計予算について

であります。

令和3年度当初予算総額は1,055万5,000円で、前年度当初予算比1.9%の増額となっております。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号 令和3年度西都市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

令和3年度当初予算総額は4億9,904万8,000円で、前年度当初予算比2.3%の増額となっております。

本案については、種々質疑の後、ある委員より、「後期高齢者医療制度は、75歳以上を現役世代から切り離し、独立した医療保険に強制的に加入させた上に、高齢者の医療を制限することで医療費を抑えることを目的に開始された制度であり賛成できない」との反対討論がなされましたが、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号 令和3年度西都児湯いじめ問題対策専門家委員会特別会計予算についてであります。

令和3年度当初予算総額は17万2,000円で、前年度当初予算と同額となっております。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号 西都市介護保険条例の一部改正についてであります。

本案は、第1号被保険者の介護保険料の額等の改定及び保健福祉事業の実施のため、所要の整備を行おうとするものであります。

本案については、種々質疑の後、ある委員より、「本案は、令和3年度から5年度までの西都市第八期介護保険事業計画に基づき、保険料の額等を改正するものである。改正により、第1号被保険者の介護保険料は、基準額である第5段階が年額7万5,600円、月額6,300円になる。これは第七期計画における基準額に比較して年額で4,800円、月額で400円の増額改定となる等、所得段階別の全ての階層で引き上げられている。介護保険料は、年金天引きで問答無用で差し引かれることから、高齢者の暮らしに直接影響するものであり、高齢者の暮らしを守る立場から、今回の介護保険料引き上げ改定には賛成できない」との反対討論がなされましたが、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。